

総務文教常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年9月14日(月)午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	有村 隆志 君
委員	平原 志保 君	委員	阿多 己清 君
委員	中村 正人 君	委員	松元 深 君
委員	塩井川 幸生 君	委員	池田 守 君
委員	前川原 正人 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	新橋 実 君	議員	植山 利博 君
----	--------	----	---------

5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議員	下深迫 孝二 君
----	----------

6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

教育部長	越口 哲也 君	教育総務課長	木野田 隆 君
学校給食課長	北井上 真悟 君	教育政策G長	赤塚 孝平 君
教育施設G長	末永 明弘 君	学校給食管理G長	末永 優二 君
福山学校給食センター所長	小藪 孝子 君		
企画部長	塩川 剛 君	企画政策課長	堀切 昇 君
行政改革推進課長	橋口 洋平 君	情報政策課長	西 潤一 君
溝辺総合支所長	川崎 秀一郎 君	企画政策課長補佐	藤崎 勝清 君
行革推進G長	森山 勇樹 君	電算情報推進G長	梶 敏行 君
溝辺地域振興G長	長丸 広美 君	企画政策Gサブリーダー	柳田 謙一郎 君
溝辺地域振興G主査	有村 昌明 君		
生活環境部長	小野 博生 君	市民課長	造免 秋子 君
窓口G長	佐多 一郎 君		
総務部長	川村 直人 君	総務部参事	満留 寛 君
税務課長	谷口 信一 君	収納課長	永重 博章 君
収納課長補佐	萩元 隆彦 君	総務管理G長	出口 竜也 君
文書法制G長	立野 博 君	市民税G長	中村 和仁 君
収納第1G長	新門 勝利 君	収納第2G長	齊藤 学 君
市民税Gサブリーダー	岩元 勝幸 君	総務課主任主事	吉村 祐樹 君
建築住宅課長	松元 公生 君	建築G長	侍園 賢二 君
建築Gサブリーダー	町田 信彦 君		

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記	宮永 幸一 君
----	---------

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第59号 霧島市税条例等の一部改正について

議案第63号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第64号 霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の制定について

議案第65号 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条

例の制定について

議案第66号 財産の取得について

議案第69号 請負契約の締結について (H27国分庁舎増築建築工事 (1工区))

議案第70号 請負契約の締結について (H27国分庁舎増築空調設備工事)

議案第71号 請負契約の締結について (H27国分庁舎増築他昇降機設置工事)

議案第75号 和解することについて

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長 (池田綱雄君)

ただいまから、総務文教常任委員会を開会します。本日は、去る9月8日の本会議で当委員会に付託されました、議案9件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ただいま申し上げましたように、今回9件の議案審査でございます。委員の皆様には、簡潔な質疑をよろしくお願いいたします。そしてまた、執行部の皆さんも簡潔に説明をお願いいたします。

△ 議案第66号 財産の取得について

○委員長 (池田綱雄君)

それでは、ただいまから審査に入ります。まず、議案第66号、財産の取得についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長 (越口哲也君)

今定例会に提案いたしました、議案第66号、財産の取得につきまして御説明いたします。今回の提案は、牧之原学校給食センターの建設に伴い、厨房機器を購入するため、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては、学校給食課長が御説明いたしますので、御審議方をよろしくお願いいたします。ここで1件、御報告申し上げます。6月議会で予算を、7月の臨時会において契約案件の御承認を頂いた隼人学校給食センターのプレハブ冷凍冷蔵庫につきましては、夏休み期間中の入れ替え作業が完了し、2学期からの給食配食が新たな上小川小学校へも含め無事にスタートできましたので、委員の皆様にご報告とお礼を申し上げます。

○学校給食課長 (北井上真悟君)

議案第66号、財産の取得について御説明いたします。33ページを御覧ください。牧之原学校給食センターの建設に伴い、運営に要する主要な厨房機器を購入するため、財産を取得しようとするものであります。取得の方法は、指名競争入札によるもので、取得金額は4,752万円、取得の相手方は鹿児島アイホー調理機株式会社でございます。入札状況につきましては、34ページを御覧ください。以上で学校給食課関係の説明を終わります。

○委員長 (池田綱雄君)

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員 (阿多己清君)

今回、厨房機器の公有財産購入費ということになるんですが、どういうものなのか。鍋とか釜と

かそういうものなのか、大きな物なのか、小さな物なのか、そういう中身をちょっと紹介いただけますか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

全部で36品目で、51台の機器を購入いたしております。厨房機器になりますと、汚染区域とか非汚染区域という形で区域が分かれておりまして、それぞれの区域で、例えばシンクとかそういう物が必要になってきますので、複数しているものがございます。36品目を読み上げますと時間が掛かりますので、流れで御説明したいと思います。最初、食材が入ってきたときに、それを下処理する施設、それが終わった後、今度はそれが移動しまして、調理をする形になるわけですが、そういったときには鍋であったりとか焼き器であったりとか、そして和え物であれば、それに必要な鍋類とか冷却する機器というものも必要になります。調理が終わりましたら、それを食缶等に詰めて、今度はコンテナという、各学校に送り出す物にその食缶を入れて、各学校に配送する形になります。それで、午前の作業は終わりになるわけでありまして、今後はまたコンテナが、児童・生徒が食べた後の物が返ってまいりますので、その残菜処理をして、食器等を洗って、食器等を消毒する物、それから乾燥して補完するといったような、それぞれの作業によって必要な厨房機器というものがございまして、牧之原の500食規模でいいますと、この主要な物で36種類というものを選定して、今回入札をさせていただいた次第でございます。

○委員（阿多己清君）

今回、アイホー調理機さんが取られることになるんですけども、調理器はアイホーとか、幾つかあるんでしょうけれども、アイホーに決めれば、今後またアイホーの製品でないといけないとかということを以前、聞いたことがあるんですけど、そこらの部分は今後どうなるんですか。調理器具はアイホーさん以外も当然、あるんですけども、大きな物になると、その流れ的な部分で、もうアイホーに限るということになるのかなという思いもするんですけども、今後アイホーオンリーでいくということになるんですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

今のお尋ねは、牧之原学校給食センターに限ってということでしょうか。[「はい」と言う声あり] 牧之原学校給食センターは、今回の物でほぼ、その運営をする中での厨房機器という物は決定ということになりますので、今後になりますけれども、故障して修理ができない物は、10年、20年たってくると入れ替えをしないとイケないわけですが、そのときは、性能はもちろん同等品ということになりますけれども、同等品以上の物ということで、また各厨房機器の会社に出して、入札をする形になると思います。将来的な買換え等については、ずっとアイホーというのではなくて、ある一定の、こちらが要求する要件を満たすもの以上で各社にまた入札をして、導入をするという流れになるかと思っております。

○委員（阿多己清君）

これまでの機器類は、アイホーだったのですか。それとも、何か他者の物を使われていたのですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

これまでの福山学校給食センターは、日本調理機株式会社の物がメインでございました。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

○委員（前川原正人君）

今回、4,752万円という取得金額になっているわけですが、入札で5者参加されて応札され、そのうち1者が辞退されたということなんですけれども、最低制限価格は設けていらっしゃるのでしょうか。それと、落札率をお示しいただけますか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

最低制限価格につきましては、設定を致しておりません。落札率につきましては97.38%というこ

とになっております。

○委員（前川原正人君）

阿多委員の質疑に対しまして、36機種の調理機材の取得が明らかになったわけですが、厨房機器一式となりますと、旧センターの物はどうなるのでしょうか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

福山学校給食センターの現在の機器につきましては、使えるも物は新設される牧之原学校給食センターに移設いたしまして、また他の給食施設でも使える物があるかもしれませんので、そこは各センターに見てもらって、移設が可能な物については移設をしていきたいというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

配食数は、今度は平山小と塚脇小ですか、ここが入ってくるという計画になっているんですが、大体500食程度という理解でよろしいでしょうか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

500食の目いっぱいではなくて、400食前後ということになると思います。

○委員（前川原正人君）

今度の厨房機器の保証期間、どれぐらいの保証になっているのか、お示しいただけますか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

基本的には、メーカー保証が1年になるかと思えますけれども、初期不良等であったというようなものがあれば、またそこは確認をして、修理対応はしてもらおうと考えております。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃるように、確かにメーカー保証は大体1年というのが一般的なんですけど、何か不備が出たときの契約で、特記事項的なところでうたうことはできないわけですか。例えば、不備の場合、5年間はメンテナンスも含めて全て面倒を見ますとか、そういうふうにはならないわけですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

契約のときに、メンテナンスまで含めて契約をすれば、それも可能だと思うんですけども、この前の隼人学校給食センターのプレハブ冷凍冷蔵庫の件では、皆様に大変お世話になったわけですが、厨房機器というのは長いスパンで使うものでありまして、故障で多いのは調理員が原因というものが、私が担当になってからあるのは、そういったものが多いようでございます。そういうものであれば、保証対象内であっても、他市町の新しく動いた給食センターの例でございませうけれども、そういった理由のものであれば、保証期間内であっても支払いを求められるものというようなこともありますので、正しい使い方をしていけば、かなりの期間、そういった契約をしなくても使っていけるものだというふうに思っております。まずは、調理員にそういったところの啓発をしっかりと、正しく使うという中で、機器を長持ちさせていきたいなというふうに思っております。

○委員（前川原正人君）

新しいセンターになって、何名体制になるのか。もう一点は、来年の4月から稼働ということで想定をされていらっしゃるんですけども、問題は、稼働前に調理員が、この調理器具等に慣れることが前提だと思うんですね。ですから、今回の設備に伴って、まだ時間がありますけど、ある程度できてから調理員たちに慣れていただいて、そして不備がないようにしっかりと給食の提供のできる体制が整わなければいけないですけども、調理員への対応はどのようにお考えなのか、お聴きをしておきます。

○学校給食課長（北井上真悟君）

調理員の体制は現在、配送を含めまして調理員5名、配送1名の6名体制ですけども、配送関係でしっかりとできる体制を整えるという意味で、その辺はまだはっきりしないところがありますけども、現在のところはそこを含めて6名体制でいく予定でございませう。それから、オープンに向

けての準備期間ということになりますけれども、供用開始は平成28年4月ということになりますけれども、工事関係それから厨房機器関係の納入を2月いっぱいまで済ませていただいて、その後給食を配食しながらの並行した作業になりますけれども、調理員の方々とも話をしまして、機器の納入が済み次第、機器の使い方の説明とか、そういうものを1か月かけて行いまして、春休みを利用して最終的にはしっかりと使えるようにして、4月を迎えるという予定になっております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（平原志保君）

メニューで、昔の調理器具ですと、焼き物ができないというのをよく聞いていたんですが、今回は焼き物関係を作れる物が入っているのでしょうか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

スチームコンベクションオーブンというものが、万能調理器と言われておりますけれども、焼き機能を持っておりまして、こちらのほうを1台導入予定でございますので、焼き物も提供していくということになります。

○委員（塩井川幸生君）

先ほど落札率が97.38%と言われましたが、指名競争入札になっておりますが、一般競争入札をする予定はなかったのか。残りの3者は、予定価格から全部オーバーしていますから、普通の入札だったら失格の状態なんですね。一般競争入札にできなかったのか、お聴きします。

○学校給食課長（北井上真悟君）

厨房機器自体が割と特殊な機器でございまして、それを取り扱えるメーカーも非常に限られてまいります。同じ厨房機器であっても、また学校給食用の厨房機器メーカーとその他とは違ってくる面がございまして。単品であれば、地元の業者さんにも入っていただくことも可能な部分もあるかと思いますが、今回の入札に関しましては厨房機器全般ということになりますので、どうしても大手のメーカー中心という形での入札になってしまいました。一般競争入札については、先ほど長い期間使うものだというお話をしたところでありますけれども、ある程度信頼の置けるメーカーでなければ、価格勝負だけということになりますと、見た目は同じ物であっても、全然ものが違うと。見た目は一緒でも、中身が全然違うという物もございまして、一般入札にした場合には、その場では安く入札できたとしても、その後使用していく上での不具合が出る可能性というものも高くなりますので、信頼の置ける、一般的に学校給食に提供されているメーカーということで指名競争入札とさせていただきます。

○委員（塩井川幸生君）

それでは、今から新しい調理器具が出てきても、その4者をずっと指名されるということなんですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

センターのオープン時となりますと、やはりこういった主要なメーカー、学校給食の実績があるメーカーということになってくるかと思えます。ただ、先ほども申しましたとおり、単品の物であれば地元の業者も含めて、取り扱える物も出てくるかと思えますので、今回の場合は、とにかくオープンに向けての厨房機器一式ということで応札していただいておりますので、どうしてもこのような形を取らせていただきました。

○委員（塩井川幸生君）

私が言いたいのは、地元を入れてくださいとかは言っていないんです。この4者が、4,400万円もする機器を指名競争をしているから、あとの3者は予定価格をオーバーしていますよと。だから、もうアイホー調理機で全部決まりになるわけでしょ。今からも。何かそういう感じを受けるものだから、一般競争入札にしたほうがいいのではないですかということです。4者でも5者でもいいですが、信頼できる調理器具メーカーというのはまだありますよね。私が知っているところでは、ま

だたくさんあるんだけれども、この4者だけではないから、ここよりもすばらしい調理器具メーカーもあるわけです。これは、なるべく近隣に営業所があったり、霧島市に営業所があったり、そういう利便性から指名されたと思うんだけれども、4,400万円という金額が大きいものだから、一般競争にできないかと。そういう方向で、製品の良し悪しはしっかりと頼むほうがこの基準だと決めているわけですから、JASでもJISでも決まっているわけだから、工業規格が決まっているわけですから、そういうことではないと思います。一般競争になぜできなかったのかということをお聴いているんです。

○教育部長（越口哲也君）

先ほどから課長が申し上げておりますように、給食調理器具というのは、やはり安全で安心であって、故障が出たときにもすぐに対応できると、欠食があってはならないわけですので、そういう管理体制が整ったところとなりますと、どうしても我々のよく知っている、目の届く企業ということで、こういう形を取らせていただきました。今後、国分の新しい学校給食センターも建設が進んでいきます。これにつきましては、プロポーザル方式を採用したらどうかということで今、検討を進めております。新たな行政の決め方ということでは提案型で、いい提案を持ってきたところを参考にしながら、金額だけでなくいいものというふうな手法で検討を進めておりますので、委員の言われる一般競争入札も一つの方法かもしれませんが、プロポーザル方式で今度は、新しい国分のほうはやっぴいこうかということで進めておりますので、そういう工夫はしているということで御理解いただけたらなというふうに思います。

○副委員長（有村隆志君）

何品目くらいを調理として出すお考えですか。また、調理を、学校の個別の授業に対応できるような体制は考えてらっしゃるのか。異物混入とか、そういった安全面の部分の装置とか今後考えていますか。今回の取得で、特色的なものがあればお聞かせください。

○学校給食課長（北井上真悟君）

基本的には御飯・パン、それから主菜と副菜というのが、一つの組合せになります。量的には幼稚園、低学年、中学年、高学年それから中学生ということで、同じメニューであっても量的なものは、それぞれの年齢に必要なものということで、提供を致しております。今、安全衛生管理基準というものが平成21年から法制化、学給食法の中でしっかりとうたわれておまして、それを満たすことというのが必須条件になりますので、安全衛生面につきましては、その基準に見合う調理器具ということで選定をして、先ほど申しましたようにその施設の動線的にも、安全衛生管理基準に適合した施設ということで建設を致しておりますので、そういった面での安全衛生基準というものは、しっかりと合致しているものというふうに考えております。

○教育部長（越口哲也君）

子供たちに、いろんな形で給食を提供しているわけですがけれども、例えばバイキングであったりとか、オードブル方式で提供したりとか、なかなか手のかかる部分もございますので、例えばどこかで催しがあって、給食を提供しなくていいというときには、そこを作る余力を使って、例えばほかの学校にそういうバイキングを入れたりとかいう形で、子供たちにまた違った形の給食の楽しみ方というのも、各学校給食センターで取り入れてやっているところです。新しくできる牧之原学校給食センターにおいても、そういう工夫をしながら、安心安全であり、なおかつ楽しめるような給食も提供していきたいというふうに思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（池田 守君）

米飯について、米はこのセンターで炊くんですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

牧之原学校給食センターにつきましては、センターで炊飯をするということになります。その施

設も今回、導入します。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時28分」

「再開 午前 9時31分」

△ 議案第75号 和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

休憩に引き続き会議を開きます。次に、議案第75号、和解することについてを審査します。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

議案第75号、和解することについて御説明申し上げます。溝辺町竹子2,722番地9付近で発生した倒木事故により、溝辺地区ケーブルテレビ施設が被った物損被害について、損害賠償請求額を相手方が支払うことに応じたため、和解することにつき議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、溝辺総合支所長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

議案第75号、和解することについて御説明申し上げます。平成27年5月21日の午後、霧島市溝辺町竹子2,712番地9付近において、和解の相手方が木の伐採を誤り、ケーブルテレビの通信線を損傷させてしまったため、この地域のテレビが映らなくなりました。この件に関しまして、市が算定した損害賠償請求額45万9,000円を相手方が支払うことに応じたため、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

倒木事故によりということ、これはそういう業種の人が誤ってということによろしいわけですか。そういう職業的な部分で、倒す方向を間違えたとか、そういう内容によるものですか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

専門の方でなくて、個人の方が切られて、誤って損傷させてしまったということでございます。

○委員（前川原正人君）

ということは、個人となりますと、行政のほうから訴訟を起こしてということ、その上で相手方との和解が整ってということになると思うんですけど、例えば相手方は何か保険とか、お金の出どころの状況はわかりますか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

本人から話を聞いたところよりも、全くの個人でありますので、そういうことはないと思っています。

○副委員長（有村隆志君）

聞いたところによりますと、立木を切って、電線に当たって、たるんだだけだと聞いているので

すが、修理する必要があったのですか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

木を伐採されまして、九電柱を引っ掛けて、電線を引っ掛けて倒された。ケーブルテレビの線自体は切れなかったんですけど、伸びてしまったということで、それでは用を成さないで、切れたものと同じで、テレビが映らなくなったということです。

○副委員長（有村隆志君）

別紙3の倒木事故箇所ケーブルテレビ通信線線路図を見ると、元の位置にはわしてなくて、別な所に通しているのですが、これはなぜですか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

別紙3の丸印の部分が、倒木場所で、電線とかケーブル線を引っ掛けた所ですが、この手前に九電柱が立ってまして、それが傾いてしまった。九電は、今まで電線を引っ張っていたのを別ルートから、北側の別ルートから取るということで、もうこの傾いてしまった電柱が不要になったということで、この場所になくなりました。今までは、この電柱を使って地域内の自営柱にケーブル線を通していましたが、元の電柱がなくなったものですから、この図にあるとおり、ちょっと下のほうに下りて、今度はNTT柱にはわせてやろうということにしております。

○委員（松元 深君）

倒れた九電柱については、九電はもう要らないと言ったのではないですか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

傾いた電柱自体は、もうそれを撤去されるということです。

○委員（松元 深君）

テレビが映らなくなった件数は、何件ですか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

4世帯でございます。

○委員（松元 深君）

先ほど有村副委員長も言われましたが、このルートを変えずに、九電柱のところをもう一回通らせたほうが、ずっと安くなるのではないかと思うんですが。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

先ほども申し上げましたとおり、今まで経由していた九電柱がなくなった。これは、九電の都合です。今までは、その電柱自体が必要だったんですけども、ルートを変えて上のほうから引っ張るとということで、この電柱が要らなくなったということで撤去すると。ということは、ここがない限りは、中に引っ張り込めないわけです。今は、近くの木にくくって通しているような仮復旧をしている形ですので、そこの九電柱がなくなったために、南側のNTT柱を通して、少し遠回りしますが、そちらのほうが安く上がるということで、NTT注のほうに共架して通して集落のほうにもっていくということにしております。

○委員（松元 深君）

九電柱のところは1本立てたほうが安くなるんじゃないのですか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

そういうことも考えましたが、1本立てるのに10万円くらい掛かるみたいです。単価を見てもらえば分かりますが、線のほうが安くつきます。

○委員（松元 深君）

この倒れた九電柱は、九電はもう要らなくて、譲るという話もあったのではないのかと、買収もできたのではないですか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

最初は、払下げをしてもらえば、もうそれで済むことだったのですが、今の御時世は、九電自体がなかなか払下げはしないということです。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時40分」

「再開 午前 9時43分」

△ 議案第64号 霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第64号、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の制定について審査をします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（塩川 剛君）

それでは、議案第64号、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、温泉資源を有する地域におきましては、温泉利用による発電事業が活発化しておりますことから、温泉を利用した発電事業の実施に関する手続を定め、温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図るため、本条例を制定しようとするものであります。詳細につきましては、企画政策課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（堀切 昇君）

それでは、議案第64号、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の制定についての詳細について、御説明を申し上げます。議案は、本定例会議案の24ページからになります。まず、第1条は、本条例の目的に関する規定でございます。企画部長の説明にありましており、温泉を利用した発電事業の実施に関する手続を定め、温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図ることにより、市民の貴重な共有財産として将来の世代に引き継ぐこと、また、その持続的な利用を可能としようとすることを明記したものであります。次に、第2条は、本条例における主要な用語の定義に関する規定であります。なお、第1項第3号において対象事業を規定しており、ただし書きにより、国の環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に基づき環境アセスメントの対象となる事業、つまり原則として発電出力5,000kW以上の事業を除くこととしております。次に、第3条は、本条例の対象となる発電事業者の責務を明らかにするものであります。なお、第3条中の「その進捗段階に応じて」の「進捗段階」につきましては、『温泉資源賦存状況調査を行うとき』『温泉法で定められた土地の掘削を行うとき』『発電設備の建設を行うとき』『市が地域住民等への説明を求めたとき』など、事業の各段階のすみ分けについて、規則において定めることを想定いたしております。次に、第4条は、発電事業者が、本市において対象となる事業を実施するに当たりましては、事前に市へ事業計画を提出し、市長の同意を得る必要があることを定めるものであります。なお、第4条中の「事業計画」につきましては、対象事業に関する『発電事業者の概要や事業規模等の「基本事項」』『地域住民等への事業説明に関する事項』『既存源泉への影響に関する事項』『発電設備等の内容に関する事項』などの詳細項目について、規則において定めることを想定いたしております。次に、第5条は、市長の同意を得た事業計画が、実施段階において安易に改変し実施されることのないよう、著しい変更が生じる場合には、改めて市長の同意を得る必要があること、第6条は、事業実施後に、温泉や自然環境等に多大な影響を与えているなどが認められる場合の同意の取消について規定しております。次に、第7条は、県の温泉掘削等許可申請手続において、県知事から市長への意見照会が行われる場合に、市長の同意の有無とその理由についての意見を提出することについて定めるも

のであります。次に、第8条は、市と発電事業者との事業に係る協定の締結に係ること、第9条は、市長が同意を行うに当たって付した条件に違反があった場合や、協定違反があった場合には、文書にて必要な情報を提出することや、発電事業者の同意の下で現地調査を行うことについて規定しております。次に、第10条は、事業計画等を提出しない発電事業者に対し、勧告を行うことができることを、第11条は、その勧告等に従わない場合に、発電事業者の名称を公表することができることを規定しております。次に、第12条から第16条では、『霧島市温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会』の設置や組織等について規定しております。最後に、本条例の施行日につきましては、公布の日からとしているところでございます。以上、簡単ではございますが、「霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の制定について」の説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（塩井川幸生君）

今、霧島市内で、国際ホテルと民間業者がバイナリー発電をしていると思いますが、そのバイナリーも今から作るこの条例に該当するのですか。

○企画政策課長（堀切 昇君）

国際ホテルにつきましては、一時バイナリー発電をした経過はあるんですが、現在はバイナリー発電ではありません。それで、この条例がバイナリー発電に該当するのかということでございますが、これにつきましては条例の第2条のところ、第2条の第1項の3号で付けております環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例の対象となる事業を除くということで、大規模なものは原則として5,000kW以上のもの、若しくは特定地域については3,500kW以上のものを除くとなっておりますので、今委員がおっしゃるバイナリー発電については、この条例で該当するものだと考えております。

○企画部長（塩川 剛君）

補足ですが、バイナリーということではなくて、バイナリーであってもフラッシュ発電であっても5,000若しくは3,500kW以下であれば対象になるということです。

○委員（前川原正人君）

今回の条例の趣旨というのは、温泉の地下資源を守っていくという、それが大きく打ち出されていることになると思うんですけども、この前も本会議の中であったんですが、これまでは普通地域のみが温泉掘削はOKだと。これが、1種特別地域も緩和をされるということになっていくんですけども、この関係で傾斜掘削、いわゆる斜め掘りは、今のところ最高3,000mぐらいまで、それこそ県域を越えて、自治体の圏域を超えて宮崎県とか、ここの霧島市でいうと、そういうふうになっていくと思うんですが、一つの規制をかけるという点では評価できると思うんですけども、地図で見た場合に、どこぐらいまでの範囲が、この発電に関する条例の制定のエリアというんですか、なるのかですね。何かそういう地図、資料等があれば、お示しいただきたいのですが。

○企画政策課長補佐（藤崎勝清君）

新聞報道等で、国立公園内における斜め掘り、国立公園外から国立公園内にある地下層から湧出をして発電をしようというものでございますが、今のところはそういった方向で動いているということで、例えば斜め掘りをしながら所有者の下部分を掘っていくということになりますので、そういった資産形成の分にもまだ課題が残っておりますので、そこ辺りも明確になっておりません。それと、御指摘のエリアにつきましては、本条例はエリアを定めたりとか、エリアにおいて調査をするものではなくて、その掘削行為、それから掘削行為に出てまいります熱資源等の利用状況、そういったものを全て調査対象としておりますので、エリアがここだからこうということは想定いたしておりません。それと、本会議のほうで部長が答弁しましたとおり、先ほど言われました相当な掘削距離になってまいりますので、そうなりますと相当の発電量を伴わないと、なかなか費用対効果が望めない。そうなりますと、5,000kWを越えると、当然市の範囲ではなくて、県あるいは国の

ほうの環境衛生調査対象になってきますので、ほとんどの市のほうに出てくるのではないのかなと想定しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、今回は議案第64号で、霧島市の温泉を利用した発電事業に関する条例の制定ということで、今回制定をしていくことになると思うんですが、以前の旧牧園町のときに、これは合併後も引き続けているんですが、温泉井検討委員会設置条例の制定をしているわけですね。これは、支障が生じた場合、また生じるであろうとか、そういう疑義に対しての検討委員会なんですけど、これも並行しながらこちらのほうと協議というか、ある程度並行しながら運用ができるということにもなるわけですか。

○企画政策Gサブリーダー（柳田謙一郎君）

今委員がおっしゃいました霧島市温泉井検討委員会のほうですが、こちらにつきましては現在、稼働しております大霧地熱発電所の設置に当たりまして制定された条例でございます。内容と致しましては、この大霧発電所の運転に関して、周囲の温泉等を始め、何らかの影響があった場合に開くために設置されている条例でございます。当然何らかの可能性があるので、設置がずっと続いております。ただ、問題は何もこれまで発生しておりませんので、当初に設置されたときの1回のみ開催されているところでございますので、これが大霧地熱発電所に関する委員会ということになります。

○委員（前川原正人君）

今回の64号の条例制定の中でも、委員会等の組織とということ、識見を有する方、地域住民の代表、温泉関係代表者、環境関係団体代表者、そのほか市長が必要と認める者ということになっているんですが、今おっしゃいました検討委員会のほうも見識を有する者、そして自治会組織の代表、企業の代表、温泉井戸の所有者の代表ということで、ここの中で見識を有する者ということで重なっているといえますか、見識を有する者ということになってるんですが、今回のこの条例制定の中で、この見識を有する者という人たちが重なる場合、重ならない場合とかあると思うんですね。その辺の配慮といえますか、別々に人格が違った方を広く意見を聞くという点では、識見者という点では違えたほうがいいとは思いますが、その辺はどのような対応になっていくのか、お聴きをしておきます。

○企画部長（塩川 剛君）

確認ですが、今の重なるというのは何と何が重なるということですか。

○委員長（池田綱雄君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時58分」

「再開 午前 9時59分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画部長（塩川 剛君）

大霧地区を限定した温泉井の検討委員会のほうの委員については、当初設置されて、それ以降開かれておりませんので、現在その委員が限定されていないという状況でございます。ですから、今回新たに議案第64号の条例で委員を設定しようとするものとは、今のところダブらないところなんです。

○委員（前川原正人君）

しかし、ダブっても何ら問題はないと。何か拘束力があるとか、そういうのは全くいないわけですね。ダブってもよろしいわけですね。

○企画部長（塩川 剛君）

ダブったら駄目だという規定の条文は、一切設けておりません。

○委員（阿多己清君）

先般の本会議での質疑で、この検討委員会、13条関係なんですけれども、7名と報告をされたと思うんですが、5号にわたる委員の部分を書き記されているんですが、このときの質疑の中で、1号の識見を有する者は4名程度を想定していると。あとの地域住民、温泉関係、環境関係、それぞれ1名という理解でよろしいですか。

○企画部長（塩川 剛君）

そのような委員構成を想定して、今からまた最終的な選定に入ろうかなという考えでございます。

○委員（阿多己清君）

今度は、附則のところ報酬等が規定をされているんですけども、委員長とこの執権者については、それぞれ額が定められているんですけども、それ以外の、残りの3名の報酬というのは、その他の属するあの部分が規定となるのでしょうか。そこをちょっと教えてください。

○企画部長（塩川 剛君）

霧島市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の中の別表がございますけれども、あの中で、委員は5,100円というのを使うことにしております。

○委員（前川原正人君）

先ほど、斜め掘りの件について質疑・答弁があったわけなんですけれども、例えば今回の条例は、霧島市の温泉を利用した発電事業ということで、この条例で霧島市のエリアの発電事業については規制がある程度かかるわけですね。ところが、隣の宮崎県になると、これをえびの市が制定をしたかどうかというのは、まだ分かりませんが、そこまでは、そのこちらからの要請等はできるでしょうけれども、あくまでも霧島市内の掘削事業に関する発電事業しか適用できないと、そういう理解でよろしいですか。

○企画政策Gサブリーダー（柳田謙一郎君）

委員のおっしゃるとおり、今回の条例の対象となりますのは、霧島市内に発電設備が設置される場合になりますので、霧島市内で事業が行われるものということになります。

○委員（前川原正人君）

一番問題なのは、斜め掘りの精度というのが相当上がってきて、逆に霧島市のほうから発電事業者が、県域を越えて宮崎県のほうに斜め掘りをしたときに、それ相当の問題といますか、いろんな懸念材料があると思うんですね。以前もえびの市営の温泉でしたか、油が噴出してきてなくなったとかですね、そういうこと等もあるわけなんですけれども、当然その辺の懸念材料というのはやはりどのような。これで全て100%OKとは思いませんが、ある意味、発電事業者に対する一つのたがをはめるといって点ではよろしい部分もあると思うんですけども、いろんなことを想定した場合のマニュアルとかですね、やってみないと分からないという部分がありますが、その辺についてはどのようにお考えなのかですね。今までの経緯等も勘案しながら、どうだったのかということをお聞きしておきたいと思っております。

○企画部長（塩川 剛君）

斜め掘りの話ですけども、先ほど答弁しましたとおり、斜め掘りとなりますと数千メートルという大深度の掘削と、一般的にそうなります。先ほど申しましたとおり、それらの経費を掛けてやるということになりますと、相当量の発電量を見込まないとペイできないわけです。一般的な形のそういう斜め掘りということになりますと、既に条例の範疇を超えた世界の話になってきて、後は県なり国なりの規制の話になってくると考えております。私たちが今、想定しているのは、温泉発電といったようなもの等で発電をされようと、いわゆるバイナリーとかというもので発電されようという事案等について、おおむね想定してございまして、それ以上大きなものについては条例の範疇を超えていくものと考えております。

○副委員長（有村隆志君）

6条の条文のところなんですけども、「内容に基づく事業が地域の温泉資源や自然環境に著しい影

響を及ぼし、その他公益を害するおそれがあると認めるときは、当該同意を取り消すことができる」と規定されていますが、文章は分かるんですけども、具体的にはどういうものを想定していらっしゃるんですか。

○企画部長（塩川 剛君）

例えば、バイナリー発電等でありますと、いわゆる蒸気でのそういう直接のタービンを回すというものではなくて、沸点の低いところのガス等を使って発電するものでございます。これらについては、どうしても冷却するという作業が必要になりまして、冷却のやり方でありまして水冷または空冷でのものを想定されますが、水冷となると相当量の水を要すると。空冷となりますと、相当の騒音を発生するといったような事案等もございまして、著しくそういったような事案等で自然環境等に影響を及ぼすというおそれがある場合、例えばですが、そういったのが想定されるんではないかなというふうに考えております。

○副委員長（有村隆志君）

今後、自然エネルギーというか、再生エネルギーについては、進めていくべきものだと私は思っているのですが、お願いしたいのは規制も必要なんだけれども、それをするものに最初からガードを掛けるようなことではいけないと思うんですが、そこら辺はどのようにお考えですか。

○企画部長（塩川 剛君）

第1条に記載しておりますけれども、「共有財産として将来世代に引継ぎ、持続的な利用を可能として、自然環境の保全及び公共の福祉の増進に寄与するということを目的」と致しておりますので、あくまで規制しようということではなくて、資源を共有しましょうということでございます。ですので、許される範囲内で、自然環境に影響を及ぼさない範囲内で発電していただくのは、大いに結構かと思えます。

○副委員長（有村隆志君）

私もそう思います。というのは、別府に行ったときに、もう地域ごとに井戸を持ってらっしゃって、そこでバイナリーなり、いろんな形で発電している実績もあるので、最初から規制ありきではなくて、メリハリを付けて、やはりそういう事業は進める方向で。同じ企画のほうで当然担当されると思っていますので、そこら辺のバランスは持っていただきたいと思えます。

○企画部長（塩川 剛君）

当然、発電設備を設置する前に、既に、例えば温泉とかで利用されている方々もいらっしゃるわけですね。そういう方々については、温泉を使った経済活動ということに支障を及ぼさないようにということにも十分配慮しながら、かつ温泉を使った発電ということも考えていかないといけないということでございます。

○委員（塩井川幸生君）

この委員会の1番から4番まであるんですが、識見者は4名いると言われました。私はちょっと聞いたかもしれませんが確認で、具体的に分かりやすく、どういう方を選定するのか教えてもらえませんか。

○企画部長（塩川 剛君）

条例13条の中の「委員の組織」ということでございます。この委員の中には、国の地熱開発関係のそういう検討機関で検討されている方々、また霧島山を研究のフィールドとして、研究に取り組んでいらっしゃる先生方といったところを想定いたしております。4名の識見を有する方というのは、私どもが今想定しているのは大学教授若しくはそういったような国の機関等で専門的な議論をされているというような方々等を想定しているところでございます。2番目の地域住民の方というのは、発電をしようとするその周辺ということではなくて、市内全域を網羅した形での住民の代表というイメージで考えております。あと、温泉関係団体の代表者というのが、温泉を活用してそういう事業を行っていらっしゃるというような方です。環境関係団体については、市のほうでいろんな環境関係の団体を持っているんですけども、その辺りから選出できたらなと考えております。

○委員（塩井川幸生君）

立派な方々であろうかと思いますが、この中にぜひ地下のことを一番分かっている人、掘る人です。ね、ボーリング業者とかそういう事業をされている方を入れて、学者より地下のことは詳しいですよ。外れたら大変なことです。地下のことは机上の空論より詳しく、何メートル下は何が出るとか、一番詳しいですので、そういった団体の方も1名くらい入れられたらいいのではないかと思います。いかがですか。

○企画部長（塩川 剛君）

確かに、ボーリングをされる方については、その周辺地域の地下の状況については詳しい知識をお持ちかと思えます。ただ、ボーリング事業者となりますと、いわゆる発電をする側の立場の方々というのがほとんどかと思えます。今回、保健所のほうに出されている掘削申請の関係につきましても、そういったような方々がいらっしゃるということで、逆に開発する側の立場の方々になってくるといふふうに考えられますので、公平な形で地下が分かる方ということで、そういう識見を有するといふような方々を今回は想定いたしております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（阿多己清君）

第5条関係のところなんですけれども、先ほど課長の説明の中でもありましたが、「著しい変更が生じる場合には、市長の再同意が必要だよ」という規定になっているんですけれども、この著しい変更という度合いが、規則で明記されているのか。事業者にとっては軽微な内容と思っても、こちらは著しい変更という判断をするとか、そこらの線引きがある程度しっかりしていないと、また今後、この部分で誤解が生じたりする可能性もあるんですけれども、そこらの部分は規則等で明記されているのか、想定しているようなことをお示してください。

○企画政策課長（堀切 昇君）

ただいま委員がおっしゃったのは、第5条関係の事業計画の変更の同意ということになるかと思えますが、著しい変更が生じる場合といふのを規則のほうで今後、定めていこうというふうを考えているところでございますが、ちなみに事業主体を変更する場合とか、あと賦存量調査の範囲とか調査方法が変更になったとか、あと温泉の掘削の場所、口径の大きさとか深度を変更した場合とか、あと利用目的、当初は単なる温泉だったのが発電に変わったとか、その発電の場合は、こちらの条例のほうを確実に通るわけなんです。以上のようなことを想定して規則のほうで定めていこうというふうを考えているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時17分」

「再 開 午前10時35分」

△ 議案第65号 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について及び

議案第63号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第65号、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について、及び議案第63号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての2件を審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（塩川 剛君）

議案第65号、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について、及び議案第63号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、いずれも本年10月から始まる社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に関連した議案でありますので、一括して御説明いたします。マイナンバー制度は、平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：マイナンバー法）」に基づき、住民票を有する日本国内の全住民に一人一つずつ12桁の番号を付すことで、現在、行政機関ごとに管理している個人の情報が、同一の人物の情報であることを確認するための新たな社会基盤を整備し、情報の連携をスムーズにすることにより、国民の利便性の向上、行政の効率化及び公平かつ公正な社会の実現を図ろうとするものであります。はじめに、議案第65号、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について御説明いたします。本条例は、マイナンバー制度の開始に先立ち、マイナンバー法第9条第2項に基づく個人番号の利用及びマイナンバー法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものであります。詳細につきましては、行政改革推進課長が説明いたします。

○行政改革推進課課長（橋口洋平君）

引き続き、議案第65号について御説明申し上げます。第1条は、本条例制定の趣旨に関する規定であります。企画部長の説明にもありましたように、本条例がマイナンバー法第9条第2項に基づく個人番号の利用及びマイナンバー法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるためのものである旨を規定いたしております。第2条は、本条例で使用する用語の定義に関する規定であります。いずれもマイナンバー法からの引用となっております。第3条は、市の責務に関する規定であります。マイナンバー法第5条において定められている地方公共団体の責務について、本市条例においても明文化することにより、法の趣旨を広く市民の皆様へ明示しようとするものであります。第4条は、マイナンバーの利用範囲に関する規定であります。マイナンバー法第9条第2項の規定に基づき、本市においてマイナンバーの独自利用を行う事務、独自利用を行う事務の処理のための庁内連携、マイナンバー法に定められたマイナンバー利用事務の処理のための庁内連携等に関し必要な事項を規定するものであります。なお、独自利用を行う事務につきましては、別表第1及び別表第2に掲げております「霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭医療費助成に関する事務」、「霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例による霧島市営単独住宅の管理に関する事務」としているところであります。第5条は、特定個人情報の提供に関する規定であります。マイナンバー法に定められたマイナンバー利用事務であっても、市長部局と教育委員会の間で特定個人情報の授受を行う場合には、マイナンバー法第19条第9号に基づく条例の規定を設ける必要があることから、本条において必要な事項を規定するものであります。なお、市長部局と教育委員会の間で特定個人情報の授受を行う事務につきましては、別表第3に掲げております「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの」、「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの」としているところであります。第6条は、個別の具体的な事項に関する規則への委任について規定するものであります。最後に、本条例の施行日につきましては、マイナンバーの利用が開始される平成28年1月1日からとしているところであります。以上が、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の主な内容であります。

○総務部長（川村直人君）

それでは、総務部関係につきまして御説明を申し上げます。議案第63号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務部関連の「霧島市個人情報保護条例の一部改正」に関する部分について、その概要を御説明申し上げます。マイナンバー法におきましては、特定個人情報の保護措置の趣旨を踏まえ、地方公共団体においても特定個人情報の適正な取扱いの確保並びに保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとするものとされており。このようなことから、マイナンバー法における関連事項が今後、施行されることに伴い、個人情報保護措置として必要となる霧島市個人情報保護条例の所要の事項について一部改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、総務部参事兼総務課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務部参事（満留 寛君）

引き続き、議案第63号について御説明申し上げます。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法であります。霧島市個人情報保護条例では、番号法と定義しております。番号法では、特定個人情報等の取扱いについて、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法などこれら国に關係する法律への読み替え規定を定めていますが、各地方公共団体の条例には、この読み替え規定が適用されないため、番号法と整合を図る必要から、条例の所要の改正をするものであります。新旧対照表の20ページを御覧ください。今回の改正条例は、法律の施行日が異なることにより、附則において第1条關係の施行日を平成27年10月5日に、第2条關係の施行日を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日」としてあります。現在のところ正式に定められてはおりませんが、平成29年1月と見込んでいます。まず、平成27年10月5日施行分の主な改正内容であります。条例第2条で「特定個人情報」、「保有特定個人情報」、「特定個人情報ファイル」の文言をそれぞれ定義しております。「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報のことで「個人番号（12桁のマイナンバー）をその内容に含む個人情報」をいいます。「保有特定個人情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定めています。次に、番号法第29条で「情報提供等記録を除く特定個人情報」に関する改正に係る部分と整合を図るものとして、条例第11条で「保有特定個人情報の目的外利用及び提供の制限を別に規定するための除外規定」を、第11条の2として「保有特定個人情報の目的外利用及び提供の制限の規定」を追加し、第11条の3として「保有特定個人情報の外部提供の制限」を規定しています。また、第15条、第16条、第28条に規定する開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権が、これまでの本人及び法定代理人による請求に加え、保有特定個人情報に限り本人の委任による任意の代理人にも可能となる規定を設けています。このことは、社会保険労務士や税理士等に申請、届出等の行政手続を委任することが多く、開示請求等にも委任することができるようにするなどのために、任意の代理人にも請求を認めるものであります。次に、平成29年1月を施行予定の第2条關係について御説明申し上げます。新旧対照表の25ページを御覧ください。国の情報提供ネットワークシステムを通じてあらかじめ定められた外部の機関と情報連携が行われ、その情報提供等記録が保存されることから必要な改正をするものであります。主な改正内容につきましては、まず、条例第2条で「情報提供等記録」の文言を定義しています。「情報提供等記録」とは、「保有特定個人情報のうち、番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報」のこととし、「番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報」とは、「情報照会者又は情報提供者が求めに応じて情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機（パソコンやサーバ）に記録された特定個人情報」のこととさせていただきます。次に、番号法第30条の「情報提供等記録の特例に関する規定」と整合を図るものとして条例第24条と第36条で開示請求及び訂正請求における情報提供等記録の事案の移送についての禁止規定を、そのほかに保有個人情報の訂正請求により訂正決定した場合の情

報照会者、情報提供者への通知義務などを主な内容としているところであります。以上が、霧島市個人情報保護条例の改正の主な内容でございます、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○生活環境部長（小野博生君）

議案第63号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、「手数料条例の一部改正」に関する部分について御説明いたします。本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、「通知カード」並びに「個人番号カード」の再交付の手数料を追加するため改正するものです。詳細につきましては、市民課長が御説明申し上げますのでよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○市民課長（造免秋子君）

議案第63号について、「手数料条例の一部改正」に関する部分について御説明いたします。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、平成27年10月5日から「通知カード」が交付されますが、その「通知カード」を再交付する際の手数料500円と平成28年1月1日から交付される「個人番号カード」を再交付する際の手数料800円を追加するため改正するものです。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する議案2件の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

○委員（塩井川幸生君）

このマイナンバー制度について、私もよく分からない状況で、今から始まるに際して、職員への周知徹底また教育等、それと市民に対しての周知徹底、また誤解がないようにするために、どのようにされていくのかお聴きします。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

職員に対してですけれども、このマイナンバー制度の使用分野が社会保障と税と災害という、この三つの分野になっておりますので、まず、その分野の職員に対しまして研修会を数回行って、28年1月からもうこれが始まると。そういうことによって、どういった事務でマイナンバーを使って仕事をするんだよという話は、何回か行っております。担当職員あてにですね。一般の職員には何回か通知を流しまして、それ以外の職員にも周知を図っているところでございます。それから、市民の皆様にもですけれども、まず広報で6月にお知らせしております。それから、FMきりしまやケーブルテレビのメディア等を通じましても広報して、周知を行っているところでございます。また先日、溝辺地区の自公連の会議がありましたので、そこに出向いて御説明を申し上げたところでございます。あとの地区につきましても順次、自公連の会長、それからほかにも会合等がありましたら、チラシを配るなり、あと我々が出向いて説明するなり、そういった周知啓発活動を行っていきたいと思っております。

○委員（塩井川幸生君）

今から本当に市民の方々に、特に高齢者に対して、私自身もまだ100%の理解ができていませんので、このことは高齢者にとっては未知の世界になりますので、FMきりしまとか言われても、まだ分からない状況であるかと思えます。霧島市も出前講座とかいろいろありますが、その前に、正月になったらすぐですから、これは本当に間違わないように、事故・事件にならないように、徹底する事項であると思えます。それを、あと3か月足らなくなったこの時期に、市役所また自分たちも、そういった高齢者、分からない方への周知徹底をすることが一番しなければいけない義務だと思えますので、徹底していただくようお願いいたします。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

おっしゃられましたとおり、非常に中身の複雑な制度でありまして、しかも使用範囲が社会保障、

税、災害ということで限られているものですから、要らないところは要らないという感じで思っ
ていらっしゃる方もおいでかと思われます。ただ、このマイナンバーというは、生まれてから最後ま
で、その番号が付いて回るというような制度ですので、周知徹底を図ってまいりたいと思っ
ております。

○委員（平原志保君）

個人番号カードも作られることになっていくと思うんですが、これは1枚のカードが、番号は変
わらないとして、使える期間というはあるんでしょうか。例えば、クレジットカードだと1年か
2年すると、また新しいのに変わっていきますが、個人番号カードも何か磁気が付いていますし、
写真も付く形になると思うので、皆さんそれぞれ年数がたつと顔も変わるし、磁気も駄目になっ
てくると思うんですが、その辺ちょっと教えていただければと思うんですが。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

まず、個人番号カードはどうやって取得するかとなりますと、11月から通知がまいります。全国
民に通知をしまして、それは「あなたの番号は何番ですよ」という通知が来ます。それにプラスし
て、添付される形で、今平原委員がおっしゃいました個人番号カードの申請書が入ってきます。そ
の個人番号カードの申請書に、自分の顔写真を貼って返送すると、来年の1月から個人番号カード、
ICチップ入りの磁気カードが交付されるということになります。その個人番号カードですけれど
も、20歳未満の方につきましては5年が有効期限です。20歳以上の方につきましては10年が有効期
限ということになっております。

○委員（平原志保君）

そうしますと、10年磁気もつかと思うと、ちょっとクエスチョンが付くかと思うんですが、再
発行の手数料が第3条に規定されていますけれども、磁気も駄目になった場合などの再発行のとき
は、お金はどのように考えればよろしいんでしょうか。

○窓口G長（佐多一郎）

10年間もつかどうかという御質問かと思うんですけれども、磁気そのものが不備になった場合は
無料で再発行することも可能というふうに聞いております。

○委員（平原志保君）

紛失の場合は、自分の負担ということでよろしいんでしょうか。

○窓口G長（佐多一郎）

個人が紛失した場合は、有料の再発行手数料がいるというふうになっております。個人番号カー
ドにつきましては、800円が再交付手数料となっております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

職員が行政改革の中で減らされていく中で、膨大な情報量を処理していかなければならないとい
うことになっていくと思うんですけれども、資産等については当然、自治体のほうが情報提供をし
て、国のほうに報告をするという形になっていくと思いますが、市の情報量として、どれぐらいを
想定されていらっしゃいますか。

○企画部長（塩川 剛君）

本法案が、税、社会保障それから災害といったところに利用されるということでございますけれ
ども、情報量がどれくらいかと問われましても、今のところ何とも把握しがたいと。人数だけとい
うことになってくるかと思えます。

○委員（前川原正人君）

どうカウントするかで違ってくると思うんですね。住民一人に対して1件とすれば、人数分とい
うこととなりますが、しかし幅が広いわけですね。未知の部分があつて、今後の予定、想定の中で、
国のほうとしてもまだこれの範囲を広げていくということは分かっているんですが、大体全国的な

平均的な情報量でいくと、恐らく霧島市で80万件以上はあるであろうと。それを、今の職員の皆さんで全てを網羅して、そして処理をしていかなければならないというふうになっていくと思うんですけども、問題は現状で、これはもう本会議でも申し上げましたけども、法律自体が断れないと、拒否できないという仕組みになっていますので、せざるを得ないという側面を持っているわけですけども、一番怖いのは情報の漏えいですね。ハッカーが中間サーバーに攻撃をするという、それがどこから来るのかも想定できないということになりますけれども、最終的には人の手で全部やるわけですけども、その辺の徹底の教育というのが相当重要性を増してくるのではないかなと思うんですが、ちょっと重複する部分がありますけれども、庁内ではどういう議論をされているのか、お示しいただければと思います。

○情報政策課長（西 潤一君）

セキュリティ対策の部分の御質疑だろうと思いますけれども、ただいま中間サーバーへのハッカーがあったときということでしたが、中間サーバーにつきましては、国のほうで管理するシステムでございますので、霧島市の守備範囲ではありません。霧島市の守備範囲としましては、本会議でも申しましたように、庁内ネットワークとインターネットは切り離しておりますので、少なくとも霧島市から漏えいする環境にはないというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

それに越したことはないんですが、社会保険庁の情報漏えいというのは、USBで漏れたわけですよね。要は、基幹系のネットワークと情報系のネットワークは切り離すことになっていきますけれども、しかし情報系のネットワークから取り出して、それを利用していくということになるわけですけど、塩川部長もおっしゃったように、人の管理しかできないと。人を徹底的に教育、研修を重ねて、それ以外にないとは思いますが、やはりそういうセキュリティ対策のチェック徹底というのは当然ですが、例えば大きい特徴的な部分で、マニュアルというか、代表的な部分ではどういう条文として、市として徹底をされていくのかということをお聴きしておきたいと思います。

○情報政策課長（西 潤一君）

これまでも、霧島市セキュリティポリシーというものを制定しまして、それに基づいて運用を行っているところでございますが、このマイナンバー法の制定に伴いまして、8月20日で更にセキュリティポリシーの見直しを致しまして、厳しく管理するよう定めたところでございます。これを職員が遵守する形で、セキュリティを保っていきたいというふうに考えております。先ほどのUSB等につきましても、この中に規定がございまして、課で厳重に管理するよううたっているところでございます。

○委員（前川原正人君）

それと、条例案の議案第63号の第11条の2ですが、「実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定情報を自ら利用してはならない」ということになってるんですが、これは漏れないことが最良なわけですけども、例えば漏らした場合は、罰則規定というのがそれぞれ項目ごとにあると思うんですが、その辺についてはどのようになっているんでしょうか。

○文書法制G長（立野 博君）

個人情報保護条例の11条の2の件でございますが、この条文に関しましては、保有特定個人情報の利用の制限に関する部分の条文を掲げているところでございます。委員の言われる「実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない」ということで、罰則規定は個人情報保護条例のほうに定めております。この条例に違反するのであれば、個人情報保護条例に掲げてある罰則になります、1年以下の懲役又は50万円の罰金とか、5万円以下の過料とか、程度により条例上は罰則が定めてあります。それから、番号法は番号法で、番号法に基づく漏えい又は罰則等がありますと、番号法の中でも法律が定められておりますので、ケースバイケースで罰が定められることになると思います。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃったように、1年以下の懲役だったり、50万円以下だったり、その状況によって違ってくると思うんですが、漏れないことが最善最良なことなんですが、漏れてしまうと、その責任所在というのが、最終的には市の側で漏れればですね、その今度は被害とかいうのが出たときの賠償、それに対する対応を当然市がするということになると思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

霧島市の職員が、故意にその情報を漏らした場合は、もちろん個人の刑事罰があります。それから、もちろん刑事罰を受けると、職員の身分の懲戒という形になると思います。それと、職員が故意に漏らして被害が出た場合は、国家賠償責任法に基づいて市に賠償責任が出てくるというふうに思われます。

○委員（松元 深君）

議案第65号の第4条で、独自利用を行う事務については、ひとり親家庭医療費助成に関するものと市営単独住宅に関するものが別表にあるんですが、ほかにも事務はあると思うので、この規定について詳しく教えてください。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

委員がおっしゃいますとおり、ほかにも事務はいっぱいあります。基本的に、法律に基づいてやらなければいけない業務というのは決まっております。例えば児童扶養手当の業務であるとか、身体障害の一部の業務であるとかは法律に基づいて、条例に書かなくてもやらないといけないと決まっております。今度上げた独自利用というのは、例えばひとり親の事務につきましては、児童扶養手当の事務とほぼ同じ事務を行っておりますので、このひとり親に関する事務につきましては、マイナンバーを使って情報連携をしたほうが効率的であって、その申請される方についても負担がなくなるということで、それと同じような理由で市営単独住宅につきましても独自利用というふうに定めたものであります。先ほど言いましたように、まだほかにも法律に基づいて同様の業務を一体的に行っている市の単独の事務というのはあるんですけれども、平成28年1月の施行があった後に、その事務がどのように流れて、どういった問題点があるとか、そういうのを見極めながら、新たに追加していこうというふうに思っております。この独自利用につきましては、29年7月が市とほかの市の連携、それから市と国の連携が実際に始まるのが29年7月でありますので、それを見据えて、どんな事業を独自利用で入れたほうが、市民の利便性が向上するかを考えながら今後、検討してまいりたいと思っております。

○委員（松元 深君）

ということは、今のこの二つを上げていけば、29年度までは大丈夫だという理解でよろしいですか。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

28年1月の開始におきましては、この二つの事務を上げていたほうが、市民の利便性が向上するというところでございます。

○副委員長（有村隆志君）

今の関連ですが、霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例ということで、それに利用しますということですから、多分たくさんの方のデータの中を、何か条件をかけてヒットさせるのか。そうしたら、相当な量が件数として上がってくるのではないですか。必要な部分だけが件数として上がってくるんですか。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

独自利用をする事務と申しますのは、平成28年1月以降に申請を行うときに、今までの申請書プラスでマイナンバーの欄がありますので、自分のマイナンバーを書いて申請してくださいという意味でございまして、その番号につきましては、例えば転入の方がいらっしゃいましたら、その番号を通じて、以前いらっしゃった市町村に照会をかけることで、所得証明の添付とかいるものから、

その添付がいらなくなるといったような事務の取扱いでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（阿多己清君）

先般の一般質問でも答弁をされていましたが、11月以降に簡易書留で送付をする予定だというお話でございました。5万9,787世帯、約12万7,000人の人口に対してということなんですが、住民票がそこ不在の方、現在、居住実態調査を並行してされていると思うんですけども、115施設を今、していますよという答弁だったと思うんですけども、パーセンテージにしてどれくらいの市民の方なんですか。

○市民課長（造免秋子君）

どの程度というのは、住所が一人世帯数で、その施設に長期間入院されている方というのは、こちらのほうでは把握していないので、その115施設については、そういう方がいらっしゃったら、届出をしてくださいというお知らせでしたので、パーセンテージではちょっと示ないんですが、今のところ115の施設にお送りして、現在で22人の方が登録をされております。

○委員（阿多己清君）

今、調査中ということで、これが年内にするようなお話もされていたと記憶しているんですけども、現在22人というような状況なんですけれども、これが年内にある程度分かって皆さんに通知ができますよ、送付ができますよということで理解していいですか。

○市民課長（造免秋子君）

今、施設のほうにお願いをしているのは、8月24日から9月25日の間に情報を税理士というか、そちらのほうにお願いする間に、なおせる方を先日、115施設のほうにお願いしているということで、年内にというのは通知をして、不在とかで届かなかった方の分は市役所のほうに返ってくるんですが、そういう方は、またこちらのほうでいろいろ調査をしながらお配りしますよということです。

○委員（阿多己清君）

皆さんに確実に届くような仕組みをいろいろ考えていただくのでしょうかけれども、その部分はしっかりとお願いをしたいと思います。それと、簡易書留で送付となるんですが、この財源は一般財源になるんですか。国の経費等ですか。

○市民課長（造免秋子君）

経費については、国の財源になっております。

○委員（前川原正人君）

議案第65号で、市の責務がうたってあるわけですが、「自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施をするものとする」ということであるんですが、これが先ほど課長がおっしゃるように、税と社会保障そして災害等が大きな柱になっていると思うんですが、この条文で見た場合に、どういう活用、地域の特性に応じた施策を実施するということになるんですが、これは施行令であったり取扱規則だったりでもまた制定をするということになるかと思いますが、その辺についてお聴きをしておきたいと思います。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

この法律で定められている地方公共団体の責務の後段に書いてあります、「自主的かつ主体的に地域に特性に応じた施策」というのが、現在のところはこの二つの業務だということでございます。それで、先ほど申しましたように、これは番号の活用なんですけれども、カードの活用はまた別な話でございまして、医療保険証に使うとか、それから図書館カードに使うというのは、カードの利用のことでございますので、またちょっと別な話なんですけれども、今のところ第5条にうたっている分につきましては、お示したこの二つの事務でございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、第2条で「個人番号利用事務実施者」というのを設けますよと、そういう位置付け

をしますよと。これは各課で、そういう実施者を定めると、若しくはその責任者である課長が代理的に実施者と、どのような形になるのか、各部署なのか、それとも部なのか、それぞれの職員の中から全体であるのか。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

第2条の第3号で規定している個人番号利用事務実施者につきましては、個人番号利用事務を処理する者等ということでございますので、全ての個人番号を利用する職員でございます。

○委員（平原志保君）

そもそもこのカードは日本国民、住民票がある人が取るわけではなくて、日本国民だけが対象になるのですか。

○市民課長（造免秋子君）

住民基本台帳に登録されている方です。

○委員（平原志保君）

そうすると、外国人の方も滞在されている方、住民票を取った方は該当することになりますか。

○市民課長（造免秋子君）

はい。該当します。

○委員（平原志保君）

そうしますと、外国人の方で、出たり入ったりされる方が結構いらっしゃると思うんですけども、住民票を取りました。そして、また海外に帰りまして、5年、10年たってから戻ってきましたと。その方たちもずっと同じ番号でとおされるということなんですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

同じ番号というふうに聞いております。

○委員（前川原正人君）

膨大な事務量、そしてセキュリティ対策のその困難さと言ったらいかんですけれども、相当な配慮が今後必要になってくると思うんですが、やはり一番の問題は職員の皆さん方への徹底もそうですけれども、ほかに何かこう特徴的な部分で、やっぱりここが問題だとか、ここをもっと強化しなきゃいかんとか、やはり今までの間にですね、積み上げられてきたものがあると思うんですが、職員の数にしてもしかりです。少ない職員で、膨大な情報量を処理しなければならないというのはもう、動き出してみないと分からないというのが大半なんですが、総務部としてですね、やはり懸念材料といいますか、それから今後の対策等についてですね、やっぱりもっとここを強化をし、もっとここを充実していかなければならないとか、そういうのが当然あると思うんですけれども、その辺についてはですね、どのように捉えていらっしゃるんですね、お聴きをしておきます。

○企画部長（塩川 剛君）

情報漏えいの関係につきましては、システムの面からのそういったような手立て、それから制度の面での手立てといったようなことがあるわけですけれども、本会議で申し上げましたとおり、最終的には人になって、人をどう育てるかというようなことになってくるかと思えます。その辺を重点的に、セキュリティポリシーの中でも組織として取り組むんだと。当然その中で、全職員がそういう意識を持って取り組んでいく必要があるということも申し上げたところですが、その辺が一番のネックになっていくんでないかなと思います。それと併せまして、いろんな問題が出てくると思うんですけれども、その辺をしっかりと情報収集しながら検証していくということも、また大事なことじゃないかなと。人のふり見て我がふり直せで、そういったところも注意していかなければならないのかなと考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ここで委員長を交代します。

○副委員長（有村隆志君）

委員長の職に就きます。

○委員（池田綱雄君）

先ほど、溝辺の自治会で説明会をしたというような説明がありましたけれども、そういう自治会の方は、このマイナンバー制度というのを理解されたものか。あるいは、いろんな質問が出たと思いますが、多かった質問はどんなものがあつたのか、お尋ねいたします。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

あつた質問は、通知カードを紛失した場合は再発行できるのかとかですね、それから対象は成人以上なのか、それともみんななのかとかですね、それから代理申請のときはどうすればいいのかとか、それからカードの再発行はすぐできるのですかとか、そういった形です。それから、残念ながら年金機構の問題があつてから、国もなかなかテレビCMとかしなくなってしまつて、周知が本当になかなか行き届いていないというのはもう痛感いたしましたところでございます。今後ともですね、いろんな小さな会合でも回れるところは回つて、それから主管課にチラシ等の配布を依頼しながら周知を図っていこうというふうに思っております。

○委員（池田綱雄君）

このマイナンバー制度を使う部署というのが、頻度が多いところ少ないところあると思うんですが、全くこういうマイナンバーを使わない部署というのがあるのかどうか、お尋ねします。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

全く使わない部署といますか、逆に言いますと福祉事務所それから税務課、収納課、安心安全課、建築住宅課、消防局、保険年金課の部分の業務が使います。一番多く使うのは福祉事務所関連の仕事なんですけれども、それプラス今言いましたように、社会保障・税・災害の事務を持っているところは主に使いまして、それ以外のところは、例えば我々でありますとかは全くそれに携わらないということになります。

○副委員長（有村隆志君）

委員長を交代します。

○委員長（池田綱雄君）

委員長の職に就きます。ほかにありませんか。

○委員外議員（植山利博君）

せっかくですので、先だつての6月議会の討論の中で、賛成討論の中で、今後市民の方々に周知啓発をお願いしますという言葉で結んだんですけれども、先ほどから聞いていますと、できるだけそういう努力をされているということは十分伺えるのですが、その周知をする際にですね、どんな形の、この内容について説明するということはもちろんなんですけれども、報道関係、そのセキュリティの問題が非常に言われてですね、国民・市民の不安を一層あおるような状況があるのではないかと思いますよ。ですから、セキュリティシステムを幾ら高めてみても、災害対策と一緒に、幾ら防災工事をやってみても、想定を超える大きな災害があれば、災害が起こるわけです。先ほどから言われるように、人の問題で、幾ら教育をしても、幾らシステムをつくっても、心ない人がいて、それを外部に悪用しようとするれば、必ず起こるわけです。今までだつて、膨大な個人情報を市は管理をしていて、それが漏れ出したという事実は、合併以来は聞いていないわけなんですけれども、集中管理をしますから、漏れた場合は情報量が莫大になりますけれども、一つ一つの個人情報には変わりはないわけですので、その辺のところもしっかりと市民に知らしめていく、啓発する必要があると。そこが一番重要じゃないか、理解を得るためにはと思うんですけれども、住民説明ではどういう視点で力点を置かれて説明されているのかお尋ねします。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

周知で一番大事なのは、もちろんセキュリティなんですけど、まず11月に通知カードが送られてきますので、その通知カードは必ず取っててくださいと。来年1月以降、その福祉等の、例えば給付の申請時には必ず要るようになりますということで、通知カードが11月に送ってきたら、大切に保管してくださいというのを、まず第一に周知するように致しております。先ほど言いましたよ

うに、今条例案で上げていますように、紛失すると手数料が掛かるというようなこととなりますので、それでもありますし、いろんな市役所に対する申請書とか、そういった形で必要になりますから、必ずとっておいてくださいというのは申し上げます。それとあとですね、個人カードを一元管理するのではないかと、例えばそのカードの中に全ての情報が、基本4情報だけではなくて、収入の情報であるとか年金の情報であるとか、そういうのが全部入るんじゃないかというようなですね、危惧が一番多いかと思えますけれども、これにつきましてはですね、そのカードの中にはもう個人4情報と、あと僅かな個人の情報しか入っておりません。あとについては、その番号を使って、それも暗号化しながら、年金事務所にあるその人の情報、税務署にあるその人の情報というのをそれぞれから、こちらから提供依頼して、提供を受けるというような形になりますので、そのカードの中に全ての情報が入っているわけでありませんと。なくしても、それで全て丸裸になるわけではございませんというのも、お知らせするところです。それと、アメリカとか韓国のなりすましというのがよく言われますが、なぜなりすましができたかという、本人確認をしないで、その番号だけを言って、出して、相手方もその事務を執る人も、本人確認も身分証明をしないで、そのまま受け付けてしまって、給付をしてしまって、なりすましという事案があったということでございます。日本の場合は、番号の確認と、それから本人の確認を確実にしなさいということで、これも法律できちっと決まっておりますので、その辺につきましても100%問題ないということは言えないと思えますけれども、そういうことがないようなシステムになっておりますということを周知していきたいと思えますし、この間もしたところでございます。

○副委員長（有村隆志君）

この制度、ほんとに、よく使えれば、税の関係、災害関係ですね、市民の皆様にプラスになる制度で、国が長年考えてきて、いい制度がないかということで今回、作った制度でございますので、ほんとに情報の漏えいということが、秘密保護というところは、個人情報を守るということは大事なんですけども、今後これを使って、市の行政をスリム化したり、利便性を上げていくというか、精度を上げていかなければいけないと思えます。確かに、気を付けなさいよという部分もあるんですけど、やっぱりそれを積極的に活用して、市の行政がプラスになる方向で進めていただき、その条例を読みますと、やっぱりそういう方向も少し載っているのかなというふうに思えますので、そこら辺をですね、やっぱり気を付けながら、先ほど言われましたように、災害弱者とかそういった部分もちょっと見えてくるのかなと思えますので、そこらの利用というんですか、市民の皆さんのプラスになることであれば使えるよというふうに書いてあるので、もっとそこら辺も踏まえて、両方合わせてやっていただきたいと思えますので、そこら辺の考えとか、そういった促進についての委員会とか、そういうものでできていますでしょうか。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

現在のところ、この2事務以外につきましては考えていないところであります。しかしながら、先ほど言いましたように、今後の情勢を見ながら、例えば余りにも拙速にやっちゃって、リスクのほうが多かったということになっては、またまずいですので、状況を見ながら利用範囲というのを拡大できればなというふうには思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時38分」

「再開 午前11時45分」

△ 議案第59号 霧島市税条例等の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第59号、霧島市税条例等の一部改正についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第59号、霧島市税条例等の一部改正について、その概要を御説明申し上げます。平成27年度税制改正に伴い、平成27年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」のうち、施行期日が平成28年4月1日となっている事項及び、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の施行に伴い、施行期日が平成28年1月1日となっている事項等を税関連の2つの条例に規定するため、所要の改正をしようとするものでございます。課別に申し上げますと、まず、税務課関係では、市たばこ税において、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的として、旧3級品たばこに適用されていた特例を廃止したことによる改正や、マイナンバー制度施行に伴う各種申請書類に個人番号及び法人番号を記載するための様式の改正をするほか、法律改正による字句や条番号のずれを修正しようとするものでございます。次に、収納課関係では、今回の地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、徴収猶予について条例で定めることとなったことや、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されたことを受けて、所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、引き続き、各担当課長がそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○税務課長（谷口信一君）

それでは、私のほうから税務課所管分の詳細につきまして御説明いたします。議案は第59号、霧島市税条例等の一部を改正する条例、新旧対照表は1ページからになります。まず、市たばこ税の改正につきまして御説明いたします。新旧対照表の13ページ、附則16条の2でございしますが、旧3級品たばこの特例税率が規定されている条項であります。特例を廃止するということで削除になりました。これによりまして、議案8ページ第6条第2項第1号から第3号のとおり、平成31年までに段階的に税率が引き上げられることとなります。次に、番号制関係につきましては、番号制施行に伴う各種申請書類に個人番号又は法人番号を記載するための様式等を改正するものです。該当条項は、1ページ第2条、6ページ第36条の2から13ページ附則第10条の3までと同ページ22条です。その他、法律改正による、字句や条番号のズレが生じた箇所を修正するものであります。

○収納課長（永重博章君）

続きまして、私のほうから収納課所管分について説明させていただきます。まず、徴収猶予に関することにつきまして、議案の1ページから3ページ、新旧対照表の1ページから4ページを御覧ください。該当条項は第8条から第10条までです。この度の地方税法改正によりまして、申請手続、納付方法、不許可、取り消しについて条例で定めることとなったことに伴う改正となっております。次に、換価猶予に関することにつきましてですが、議案の3ページから5ページ、新旧対照表の4ページから6ページになります。該当条項は第11条から13までです。この度の改正に伴いまして、従前の職権による換価猶予に加えて、申請による換価猶予が新設されたところですが、当該猶予に係る申請手続、納付方法、不許可、取り消しにつきましても条例で定めることとなったことに伴う改正となっております。いずれも、平成28年4月1日からの施行分となっております。以上、今回の条例改正に係る主な改正点につきまして、内容を御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

議案第59号の8条からの17条までの中で、8条ですね、第15条第3項及び第5項に規定する条例と、これは換価の猶予の要件だったりするわけですが、先ほど課長がおっしゃるように、申請の手続、納付方法、不許可、取消、これを条例でうたいなさいということのこの法の改正があったわけですが、従前はどのような扱いになっていたわけですか。

○収納課長補佐（萩元隆彦君）

従前につきましては、条例の委任を伴わず、法令のほうで指定がございました。この度、条例でうたうこととなりましたので、今までの法令のみの扱いから変わった形になっております。

○委員（前川原正人君）

議案書の2ページ、第9条の第6号に、「猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合」ということで、これも先ほどおっしゃったような上位法が優先をして、これまでそちらで対応し、地方税法の改正によって今回、条例で定めるということになるというふうに思うのですが、これがですね、市内に100万円を超えと、猶予を受けるとなるとですね、そんなたくさんはいらっしゃらないとは思いますが、大体この間の実績等で見た場合にですね、どの程度の業者さんなどがですね、いらっしゃるのかですね、お示しを頂ければと思います。

○収納課長補佐（萩元隆彦君）

100万円以上ということでしたので、必ずしも要件が当てはまるかは別と致しまして、今、分納を約束されている方の中から抽出しますと、76名となっております。

○委員（前川原正人君）

それからですね、8ページのほうで、たばこ税の関係で、当該売り渡したものとされる紙たばこ（3級品）としてということ、それぞれ年度ごとにその28年4月から29年3月31日までと、千本につき幾らと。年度ごとになっているのですが、逆から考えると、たばこ消費税がですね、たばこを吸う人たちにとっては関係があることですが、市の財源としては一般財源で固有の財源ということにもなるわけですが、この変更によってですね、どれくらいのそのたばこ消費税の推移というんですかね、どのような状況になっていくのかですね、お聴きをしておきます。

○税務課長（谷口信一君）

市たばこ税でよろしいのでしょうか。[「はい」と言う声あり]平成28年度の本数見込みを、26年度の決算から導き出しますと、通常は本数はどんどん減っていくのですが、この3級品が安いということで、本数が上がっています。それで、大体85万本ほど増加するという計算になりました。その改正分の増と、その本数の増と合わせて750万本ほど、26年と比較すれば上がるという試算をしています。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（塩井川幸生君）

その3級品のタバコの銘柄を教えてください。

○税務課長（谷口信一君）

昔なつかしい名前が出てくるとは思いますけれども、6品目ありまして、まず「エコー」、それから「わかば」「しんせい」「ゴールデンバット」「バイオレット」、最後が「ウルマ」という銘柄になります。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時59分」

「再開 午後0時58分」

- △ 議案第69号 請負契約の締結について (H27国分庁舎増築建築物 (1工区))
議案第70号 請負契約の締結について (H27国分庁舎増築空調設備工事)
議案第71号 請負契約の締結について (H27国分庁舎増築他昇降機設置工事)

○委員長 (池田綱雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第69号、第70号及び第71号の、以上3件の請負契約の締結についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長 (川村直人君)

議案第69号、請負契約の締結についてから議案第71号、請負契約の締結については、内容が関連しておりますので、一括してそれらの概要を御説明申し上げます。本市におきましては、合併以降、行財政改革に積極的に取り組み、その一環として進めてきた職員数の適正化につきましても、これまで策定した定員適正化計画の目標値を下回りながら、順調に推移しております。一方、今後、限られた職員で、より効果的・効率的な行政運営を行うとともに、質の高い住民サービスを提供していくためには、抜本的な組織再編を図っていく必要がございます。そこで、平成23年3月に策定した「霧島市組織機構再編計画 (第2次)」において、現在の「総合支所・本庁方式」から、業務や職員を国分庁舎に集約する「本庁方式」へ移行することを定めたところでございます。しかしながら、現在の国分庁舎は、合併前の旧国分市の庁舎として、人口7万人規模を想定し、建設されておりましたことから、合併当初からスペース面で絶対的な不足をしており、その解決が課題となっておりました。このようなことから、新たな執務スペースを確保するために、平成23年度以降、国分庁舎の増築について庁内外で議論を重ねてまいりましたが、皆様のご理解とご協力をいただき、関連経費を本年度当初予算に計上することができました。今定例会に提案いたしております、これら3件の議案につきましては、国分庁舎増築関連工事について、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、「地方自治法」第96条第1項第5号及び「霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。詳細につきましては、引き続き、総務部参事兼総務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務部参事 (満留 寛君)

引き続き、議案第69号から議案第71号までの請負契約の締結について、御説明申し上げます。まず、議案書43ページ、議案第69号、H27国分庁舎増築建築物 (1工区) につきましては、条件付き一般競争入札の総合評価方式で実施し、鎌田・福地・川原・津田和・徳田特定建設工事共同企業体が11億3,940万円で落札いたしました。44ページ、工期につきましては、平成29年2月末までを予定しておりますので、本年度当初予算において債務負担行為を設定いたしております。工事概要につきましては、鉄骨鉄筋コンクリート造4階建て、延床面積は5,144㎡であります。45ページ、建築場所につきましては、資料1、全体配置図のとおり、既設庁舎の北側、現在の駐車場部分になります。各階の平面図と立面図につきましては、46ページ、資料2から48ページ、資料4を御覧ください。次に、議案書49ページ、議案第70号、H27国分庁舎増築空調設備工事につきましては、庁舎の増築に伴い、新たな空調設備を増築庁舎に設置すべく、管工事に係る条件付き一般競争入札を実施し、ダイダン・隼人設備工業特定建設工事共同企業体が2億2,129万2,000円で落札いたしました。50ページ、工期につきましては、建築物と同様、平成29年2月末までを予定しており、債務負担行為を設定いたしております。工事概要につきましては、51ページ、資料1に全体配置図と、52ページ、資料2から53ページ、資料3に1階から4階までの平面図と機械の凡例を明示しております。1階から3階までは、既設庁舎と同じく中央熱源方式の空気調和器による単一ダクト方式の空調設備を設置し、4階フロアと、各階の会議室につきましては、個別空調方式の空冷ヒートポンプパケッ

ジ天井カセット型の空調設備を設置します。最後に、議案書54ページ、議案第71号、H27国分庁舎増築他昇降機設置工事につきましては、庁舎の増築に伴い、新たに昇降機を2台、増築庁舎に設置し、既設庁舎の現行法に適合しない、5台の昇降機を交換し、1台を撤去すべく、機械器具設置工事に係る条件付き一般競争入札を実施し、株式会社日立ビルシステム九州支社が2億1,492万円で落札いたしました。55ページ、工期につきましては、建築工事と同様、平成29年2月末までを予定しており、債務負担行為を設定しております。56ページ、全体配置図につきましては、資料1を御覧ください。以上3件の工事につきまして、請負契約を締結しようとするものでございます、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する議案3件の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

○委員（平原志保君）

昇降機を1台撤去されますけれども、ここは撤去しても問題ないのでしょうか。

○総務課参事（満留 寛君）

この昇降機につきましては、図書館の奥に設置いたしている昇降機で、現在使用していないものでございます。

○委員（阿多己清君）

5台の昇降機を交換ということなんですけど、現行法に適合しないと指摘を受けているものだろうと思うんですが、そういう説明でございましたけれども、どういのが適合しなかったのか、そこをちょっと教えていただけますか。

○建築Gサブリーダー（町田信彦君）

エレベーターにつきましては、平成26年4月1日の建築基準法の改正によりまして、エレベーターの地震、その他の震動に対する構造上の安全性を確かめるための、構造計算の基準を定める件ということで、主要な支持部分の強度の向上、地震力に対する強度の確認の追加、主要鋼材に関する規定の厳罰化というものが定められてございます。それと、地震その他の震動によって、エレベーターのつり合いおもりが脱落するおそれがない構造法を定める件ということで、地震力に対するつり合いおもりの強度及び変形量の確認の通知、おもりの脱落防止構造を規定、それと使用鋼材に関する規定の厳罰化というものが定められておまして、それに該当してございません。それと、経過措置があるんですけれども、平成18年6月に東京都港区内で発生しましたエレベーターの死亡事故を受けまして、これは扉が開いた状態でかごが動いてしまったことにより、当時確か高校生だったと思うんですけれども、挟まれてお亡くなりになったという事故がございましたが、これによりまして、戸開走行保護装置の設置義務付け、戸が開いた状態でかごが動かないようにする装置の設置の義務付けですね、それと地震時管制運転装置の設置義務付けということで、東日本大震災におきまして、地震・停電などにより、エレベーターの長時間閉じ込めが発生したことを受けまして、地震時管制運転装置を設置するなどの既存不適格の解消を行うことで、安全性向上に効果があるということで、こちらのほうが定められてございます。それと、火災時のエレベーターの昇降路を遮煙性能を有する防火設備で防火区画することが義務付けになっておまして、これが平成14年6月に適応されているんですけれども、こちらの庁舎は平成9年から動いておりますので、これら今、挙げた基準に適合していないという状態でございます。

○委員（阿多己清君）

以前の会議で、予算委員会だったと思うんですけれども、現在のエレベーターはスピードが遅いとかいう話があったような記憶をしていますが、今度整備する部分は、もうそういうのは心配なくなるということでよろしいですか。

○建築G長（侍園賢二君）

ほかのエレベーターにつきましては、今までと変わっていないんですけれども、ここの議会棟と

か公民館のほうが油圧式という、ロープで引き上げるタイプではない物になっていたために、ほかのエレベーターよりも少し速度が遅いということでした。今回、ロープ式に替えますので、今の油圧式よりは速くなると想定しています。

○委員（前川原正人君）

まず、議案第69号のほうからお聴きをしたいと思うんですが、大体、去年のですね、12月9日の日の委員会の調査の中で、建築に要する経費を予定として、増築庁舎本体のみの工事費と設計監理委託ですね、これを大体事業費として19億円であったぐらいを想定して、予定をされていたわけですが、今回の本体工事を見ますと11億3,940万円ということで、大分、本当工事のみを見ればですね、下がってきてるというふうになってるわけですが、このようになった背景といいますか、何でこういうふうになったのかですね、当初よりか本体工事のみを見ると下がってきているわけですが、その辺の説明を頂けますか。

○総務部長（川村直人君）

今回の議案第69号は、1工区でございますので、今後まだ本体工事に絡む分については出てまいります。ですから、これまでの委員会等でも申し上げてきておりましたけれども、増築関係の分については19億円をめぐり、その中で収めるように努力したいと。それから、増築のほかに、当時考えていなかった、例えば特定天井のやり替えとか、それから今ありました現在の庁舎のエレベーターの改修とか、予定していなかったものがございます。当初は、この本庁舎も必要最低限の改修ということでございましたけれども、そういったことがあります。それから、空調設備を検討していく中で、このシビックセンターも平成9年から供用開始をしております、かなりの年数がたっております。空調設備についても老朽化ということで、近い将来やり替えをしないといけないと考えておりましたけれども、増築に合わせて一緒に前倒しをして、熱源などを一つにしたほうが、この本庁舎と増築のほうと別々にするよりも、経費もかなり安くなるんじゃないかというようなことがあります。それなども検討しました。そして、それにつきましても、前倒しをしても一緒に行うということになりましたので、あくまでも増築関係は19億円なんですけれども、現在の本庁舎の改修が少し、当初予定していたのよりも増えてくるということでございます。

○委員（前川原正人君）

大体あの、今後は2期工事以降もあるという理解をするわけですが、それだとするとですね、今、部長がおっしゃるような、今後ずっと時間がたつにつれて、金額がまあ19億円に近づいていくということになるかと思うんですが、大体総体でですね、どれくらいのその経費を。節減ができる部分もあったり、また新たに経費が必要になってくる部分があったりとか、いろんなこう動いていくわけですが、大体、全て完成をするまで、総体予想費用というのをどれくらい見込んでらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（川村直人君）

先ほど申しましたように、増築関係は、これはもう当初から19億円ということで、それを目標にやっていますが、こちらの本庁のほうの予定していなかった、そういった前倒しをする法に適合しない分のやり替えなども入ってまいります。それから、空調設備も先ほど申しましたように、前倒しをして実施しますことから、それらを合わせますと、現在のところ試算しておりますのは23億円から25億円ぐらいになるのではないかと考えているところでございます。これはまだ概算でございます。

○委員（前川原正人君）

そうしますとですね、本体工事のほうは財源の内訳といいますか、根拠としては今までどおり、その合併特例債と一般財源と、ここはもう変わりはないと思うんですが、その金額的な何か変更といいますか、増減がありますか。

○総務部長（川村直人君）

増築のほう、19億円のうち18億円は合併特例債を活用するという計画でございました。この本

庁舎のほうの改修と合わせますと、23億円から25億円程度ではないかと予定をしているわけですが、その本庁のほうの改修にも合併特例債が適用できるところはしていこうというような形で考えております。起債対象外もありますので、全体の中でどの程度というのは、現段階ではまだ申せないわけですが、20億円を越すくらいの合併特例債の対象にはなるのではないかと考えております。

○委員（前川原正人君）

それとですね、今年の27年度当初予算で、このシビックセンターの維持管理費が大体1億3,700万円ぐらいを予定されていらっしゃるんですけど、今度はある意味維持管理費というの、当然大きくなるわけですので、マイナスにはならないというふうには思うんですけど、大体どれぐらいを想定されていらっしゃいますか。年間の維持管理費ですね。

○総務管理G長（出口竜也君）

維持管理経費につきましては、そこまで積算をしておりませんが、全館照明をLED化に致しますし、また空調も、先ほどありましたとおり、最新のものに取り替えるということで、面積が増えますので当然照明のフロアや空調も増えるんですけども、ある程度の省エネ化が図れるのではないかと考えているところでございますが、まだ具体的な数字は算出しておりません。

○委員（前川原正人君）

今度は、入札関係のほうなんですけど、今回、総合評価落札方式ということで、初めてお聞きをする手法で入札をされたわけですが、ここにありますように、評価値を出すために技術評価点の中で標準点と加算点、そして入札価格に定数を数を掛けてということになっているんですけども、そうしたときに、この方式のですね、メリットというんですかね、それはどのようなものが考えられたんでしょうか。

○建築住宅課長（松元公生君）

総合評価式のメリットにつきまして、施工業者自体の評価ができるということにより、工事の目的物の品質・性能が、これまで以上に確保できるようになること、公正な受注競争により、不良適格業者の排除につながることで、それと地元貢献など企業努力をPRできることなどでございます。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、メリット、相当この配慮をしながらですね、こういう方式を取られたと思うんですけど、今まで霧島市になってから、こういうやり方というのをやられたことがありましたかね。ちょっと記憶にないものですから、お知らせいただければ。

○建築住宅課長（松元公生君）

建築では初めてですけども、土木のほうでしらさぎ橋をやっております。

○委員（前川原正人君）

それと、落札率は大体どれくらいになっていますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

国分庁舎増築建築工事の1工区ですが、落札率につきましては98.03%でございます。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、これも昨年の12月9日の委員会審査の中でお聴きをしたことなんですけど、以前の、まあまあこれまでと違いますか、以前までの議論の中で、ワンストップサービスをやはり図るべきではないかという、これは行財政調査特別委員会でしたかね、その中での各委員からの話・質問・意見があったわけですけども、このワンストップ化についてですね、実際もう実施段階に今なっていて、まだ議論をやっていかなければならない部分だったり、ワンストップ化というのは市民の皆さん方が、もう1か所で全てを完結できるという仕組みはどうかという議論もあったわけですが、それについての検討結果、まだ最中であればですね、まだ言えないわけですが、その辺はどうだったのかですね、お聴きをしておきます。

○委員長（池田綱雄君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時23分」

「再開 午後 1時24分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます

○総務部長（川村直人君）

この本体工事の中で、ワンストップサービスをどうしていくかという件につきまして、これまでそういった御指摘もあり、また庁内でも市民の方ができるだけ一つの場所で済むようにということと検討を進めてまいりました。今回、当然そのワンストップサービス化を図るようにしているわけですが、ちょっと誤解をしていただきたくないのは、1か所で何でも終わるといふ、そういうことではございませんで、やはりこれは限りがあるわけですね。もう1か所で全然動かなくてもいいというわけではないので、やっぱり必要がある分については集約はしていくと。できるだけ動かなくてもいいようにという意味でございますので、やはり必要な課については、そこまで出向いていかれる必要が、もう当然のことながらございます。それで、今検討しているのが、ちょうど1階の市民課・税務課の前にちょうど鉄骨があります。あれなどの扱いが、総合窓口化のための支障になっているわけです。あれは外しても、躯体には影響がないということなんですけれども、どういう形で今のその市民課・税務課の窓口を整備していこうかということにつきましては、結論までは至っていないところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

委員の皆様にお願ひですが、今回は請負契約ということでの審査でございますので、それ以外については質問を控えていただきたいと思います。ほかにありませんか。

○委員（池田 守君）

エレベーターのことでありますが、先ほどスピードについては議会棟と複合施設棟のものが改修されるから速くなるということでしたけども、今の行政棟のエレベーターについては、スピードを速くすることはできないですか。

○建築Gサブリーダー（町田信彦君）

現在、行政棟に付いておりますエレベーターが、1分間に105mのスピードで昇るものになっております。今回、新しいエレベーターに交換ということで、スピード等につきましても皆様からいろいろなお話を聞いておりましたので、調べてみたんですけども、通常でございましたら11階ぐらいまでにつきましては分速大体60mぐらいのエレベーターを設置するのが、メーカーの規定で決まっているようでございます。ですが、こちらの国分庁舎につきましては、当初からスピードの速いエレベーターを設置していたということでございます。今以上に速いエレベーターを付ける理由というか、そういったものがメーカー等につきましても余りないということで、逆に60mぐらいのものが普通は付いてますと言われました。ただ、今より遅くなるのはよろしくないで、現状と同じ分速のエレベーターを設置するようにしております。ただ、昔と違ひまして、今またいろいろ技術等も上がっておりますので、動いて、止まって、その扉が開く時間とかその辺は、昔のものとは比べれば多少は改善されているのではないかと思います。それと、待っている間に、各フロアで階数表示がないということの御指摘を受けておりましたので、今回改修することによりまして、階数表示等も付けて、今どの辺りにエレベーターがいるというのが分かるような形に改修しようと思っております。

○委員（池田 守君）

今、どこにいるのかが分かれば、ある程度は「この時間帯だな」と予測はできるんですけど、今は全く分からない状態なので、上に行っているのか、下に行っているのか、その辺のところ。今度中ももちろん変えて、外側のほうにもそれが付くわけですか。

○総務部長（川村直人君）

階数表示は、今後付くということでございますが、当時、国分シビックセンターのエレベーター

に階数表示を付けなかったのは、付けなかっただけの理由があるということです。それは、ある人が乗ったときに、表示を見ておけば何階に行ったとか、やっぱりそういうセキュリティのことなども考えて、わざと付けなかったというような事情もあるようでございます。しかしながら、その後、利用するに当たって、そういう理由もあるけれども表示されたほうが良いというような声が多かったものですから、今回そのような形にします。

○委員（塩井川幸生君）

今回、建築とエレベーターと空調と契約が出ていますが、午前中の審査で、牧之原の給食センターが、同時に出なくて、厨房器具が今回、出ていましたが、早く出ていたら一緒に、2月末に工事と一緒にできると思いましたが、今回これも電気工事と給排水工事は入っていませんが、同時進行しないと支障が出てくると思いますが、そこらが遅れて、まだ出ていない理由は何ですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

今回3件の議決を頂きたいということで、それに合わせて給排水衛生、電気につきましては入札で業者を決めるということで今、準備をしている状況でございます。工事については一緒に進むということで、問題ないと考えております。

○委員（松元 深君）

今の関連ですが、ということは2工区についても途中でやって、供用開始に間に合うような入札・工事をしていかれる考えでしょうか。

○建築住宅課長（松元公生君）

建築の2工区につきましては、玄関部分になりますので、玄関部分を扱うようになりますと、市役所に来られる方が遠回りをしないといけないというか、今のこの西口の玄関を使えなくなりますので、なるべくそういった期間を短くするために、工期をちょっとずらします。ただし、完成は一緒になります。

○委員（松元 深君）

先ほども塩井川委員からもありました給排水工事や2工区工事にしても、議決案件になりますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

電気設備工事、給排水衛生工事につきましては、議会の議決の要件にはなりません。金額が少額になります。建築2工区のほうは、議会に上程することになりますので、よろしく願いいたします。

○委員（阿多己清君）

先ほど、本体工事の落札率が98.03%と報告がありましたけれども、他の2件も教えてください。空調と昇降機。

○建築住宅課長（松元公生君）

空調設備工事が90.84%、昇降機設置工事のほうは97.72%でございます。

○委員（前川原正人君）

議案第71号の昇降機の部分ですけど、先ほどの説明で、条件付きでの入札を行ったということでしたけれども、どういう条件を付されたのかですね、お示しいただけますか。

○建築G長（侍園賢二君）

昇降機設置につきましては、九州内に本社、支店、営業所を置いて、霧島市の入札参加資格を有しているものということと、経営審査事項で1,400点以上であって、官公庁の8階建ての昇降機の実績を有すること、昇降機稼働後のメンテナンス契約が可能なものという条件が付いております。

○委員（中村正人君）

設計監理のほうの契約はどうなりますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

監理につきましては、今からの契約の予定になっております。

○委員（塩井川幸生君）

今、設計監理の話が出ましたが、建築、設備、電気、昇降機もあるけれど、大きく分けて三つの設計管理を頼まれるのですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

一括でお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。なければ、委員外議員の発言を許可します。

○委員外議員（新橋 実君）

この入札は、積算価格というのは全部示されていたのですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

予定価格については、公表をしております。

○委員外議員（新橋 実君）

その中でですね、特に昇降機の設置工事についてはですね、フジテック株式会社が1回目で最低制限価格を下回っているということになってるわけですけども、これについてはどれくらいの差があったのか。これ、言えるのかどうか分かりませんが、どうですか。

○建築G長（侍園賢二君）

予定価格のほうにつきましては事後公表しておりますが、最低制限価格については公表していないので、ちょっと金額のほうは言えません。

○委員外議員（新橋 実君）

まあ、もちろん言えないわけですけども、結局、このフジテックという会社は、それなりの実績ももちろんあるわけですよ。その中でできるということで、落札されていると思うわけですけども、それを、その辺の、最低制限価格を決めるに当たって、これはどこが判断をされたんですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

最低制限価格につきましては、これはもう公表されているんですけども、算定計算式がありまして、それに基づいて計算して、今回は市長の決裁を頂いて、最低制限価格が決まっております。

○委員外議員（新橋 実君）

それは当然なんですけども、やはりですね、こういった、おたくらもですよ、業者を選ぶときにはですね、それだけの企業を選んでもらうわけだから、そこの企業がその単価で入れているわけだから、やはりそういったことはですね、しっかりとまた検討すべきではないですか。そこでもう、最低制限価格が決まってるとは言ってもですよ、やはりあの、そこである程度、またその後協議をされたのかどうかですね。それとあと、日本オーチス・エレベーターがですよ、辞退をしておりますよ。これは最初から入札に参加するというので、最初は入札参加の意思があったんですか。その辺もちょっとお伺いします。

○建築G長（侍園賢二君）

最低制限につきましては、市は平成24年10月1日で、変動制から国が推奨する最低制限価格の算定方式という、先ほど課長が答弁しました方式に変更し、そして平成25年5月16日付けで、国がダンピング防止の排除を図るという観点で打ち出したものですから、それに併せて本市も平成26年度・27年度の入札から格付けを合わせまして、最低制限の見直しも行っています。

○建築住宅課長（松元公生君）

辞退につきましては、最初は希望するというので、公募を掛けて参加したいということで、回答というか、一般公表で参加申込みを募って、参加するというのでオーチスのほうもあったんですけども、入札を入れる前に辞退の連絡が来たということなんです。

○建築G長（侍園賢二君）

先ほど、最近制限価格を割って、それについて協議をしたかということだったんですけども、それについては協議は行っておりません。

○委員外議員（新橋 実君）

今回ですね、新設の場合はですね、それなりに単価は決まるんですよ。だけど撤去とか、交換とかいうのは、なかなかこの予算というのは出てこないと思うんですよ。そういったのをどうやって決めたかというのは分かりませんが、こういったのもしっかりとした基準があるのかどうか分かりませんが、やっぱり企業によっていろんなやり方があると思うわけです。だから、それを一概に見積りの値段でどうこうというのものもあるかも知れませんが、やはりそういったことはしっかりと今後議論して、対応していかないとですね、予算が安ければいいということを私は言っているわけではなくて、やっぱりおたくらが選んだ企業が、それだけの単価で入れているわけだから、最低制限価格についても、入札した後、ちょっと待って、やっぱり協議をするぐらいの気持ちを持って対応していただきたいと思いますが、今後部長、どうですか。

○総務部長（川村直人君）

今回のエレベーターにつきましては、このような状況でございました。最低制限価格の設定につきましては、先ほど課長それからグループ長のほうから説明があったとおり、国の基準によって定めておりますので、これについて致し方ないと思います。それで、事前にこの最低制限価格よりも下回った場合については、失格するというので決めておりますので、そこで協議をすると逆におかしいことになりますので、それはもう事前に決めたとおりと。技術のほうは建築住宅課にお願いしておりますが、私どもも新橋委員と同じような気持ちでございました。最初のこれでできれば、すごく安くでできたのに、残念だなと。その企業も、信頼できる企業だと思いますので、施工もできたのではないかなと思いましたが、そういった決まりは決まりでございますので、やむを得ないというふうを考えております。

○委員外議員（新橋 実君）

今、こういった建築とか土木とかですね、こういったのについてはですね、最低制限価格を決めてらっしゃいますけれども、設計とかそういったのには最低制限価格を決めてないわけですよ。そういったのは、この間も入札の件でいろいろ話をしましたけれども、そういったのもですね、だからおかしいところいろいろあるわけですので、だからまあその辺もですね、今後は加味してですね、国の基準もあるでしょうけれども、やっぱり最低制限価格を決めるのであれば、全ての事業にわたってしっかりと取組をするように今後はやっていただきたいと、私は思います。

○総務部長（川村直人君）

御意見としては受け止めますけれども、最低制限価格は、以前は工事の請負などに限定されておりましたが、それがその他の分にも広げられております。とは言っても、何でもかんでも最低制限価格は定めることはできませんので、きちっと法令に従って最低制限価格の設定については対応していまいたいと思います。

○委員（池田 守君）

昇降機について、もう一回伺います。今度落札した株式会社日立ビルシステムですが、昇降機というのは、日常の点検あるいは保守管理が非常に大変だと思うんですけども、今後はここがやってくるようになりますか。

○総務管理G長（出口竜也君）

エレベーターにつきましては、メーカーのほうで保守管理をされるのが通常だと思いますので、メンテナンスについても、こちらの日立ビルシステムのほうでやっていくことになるかと考えております。

○委員（池田 守君）

そういうことであれば、やはり最低制限価格が必要だと、私もそう思うんですよ。そうした上で、あるんですよと言った上で、結局ダンピング受注を防ぐという意味では、問題ないと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時49分」

「再開 午後 1時52分」

△ 自由討議

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案9件の自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めますので、意見があれば御発言ください。それでは、まず議案第66号について、意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案75号について、意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案64号について、意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第65号及び議案第63号について、意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第59号について、意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第69号、議案第70号及び議案第71号について、意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで議案9件の自由討議を終わります。

△ 議案第59号 霧島市税条例等の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第59号、霧島市税条例等の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

ただいま、御異議がございましたので、起立により採決を致します。議案第59号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第63号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第63号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

ただいま、御異議がございましたので、起立により採決します。議案第63号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第64号 霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第64号、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第64号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第65号 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第65号、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第65号に対しまして、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。本条例の背景には、行政手続における特定の個人情報を識別するための番号利用等に関する法律、これが一つの法律が、こういう背景がございます。自治体と致しまして、以前の住基カードのように拒否することはできない中で、従わざるを得ない、そういう側面も持っております。反対の理由と致しまして、先ほどの議案第59号、63号に共通していることですが、やはり情報を100%の漏えい防止ができないということ。そして、盗み取られた情報は売買される懸念があると。そして、漏れた情報は、蓄積をされるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなるとの問題が指摘をされております。また、市の行政の側からも見ても、職員は何十万件と及ぶ情報量の業務に携わると。計り知れない情報量进行处理することなどが指摘をされております。また、本条例の3条で、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策の実施が盛り込まれているわけですが、これはマイナンバー法で、今後予

定されている個人の資産や預貯金などまで国の管理下に置かれるものであると言わざるを得ません。プライバシーの保護とかなりすましなどの問題がある中で、本条例には賛成できないということを述べて、私の討論と致したいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成者7名、起立多数と認めます。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第66号 財産の取得について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第66号、財産の取得についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第66号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第66号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第69号 請負契約の締結について（H27国分庁舎増築建築工事（1工区））

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第69号、請負契約の締結について（H27国分庁舎増築建築工事（1工区））の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第69号については本体工事、そして関連する70号、71号があるわけですがけれども、やはり一番の問題というのは、今回の庁舎別館建設によって、国分地区及び隼人地区の一部は利便性があるというふうに思います。私は、庁舎建築の前に、各支所の一層の充実と配置のために活性化を図るべきだというふうに考えております。合併の条件として、サービスは高く・負担は軽くということがこれまで言われておりましたけれども、今回の庁舎建築では全く逆のことが行われようとしているということを指摘しておきたいと。そのような懸念があることから、請負契約の案件であります議案第69号については、反対の立場を表明いたします。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで討論を終わります。採決します。議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、議案第69号は、原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

△ 議案第70号 請負契約の締結について（H27国分庁舎増築空調設備工事）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第70号、請負契約の締結について（H27国分庁舎増築空調設備工事）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第70号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第70号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、議案第70号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第71号 請負契約の締結について（H27国分庁舎増築他昇降機設置工事）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第71号、請負契約の締結について（H27国分庁舎増築他昇降機設置工事）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第71号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、議案第71号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第75号 和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第75号、和解することについての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第75号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（池田綱雄君）

議案処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。これで付託された案件の審査を終了いたします。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（池田綱雄君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目の御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時07分」

「再 開 午後 2時21分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。項目としては従来どおりの項目でよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのように致します。

△ その他

○委員長（池田綱雄君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、以上で本日の総務文教常任会を終わります。ここで申し上げます。9月18日の委員会は、午前10時から開くことと致します。本日はこれで散会します。

「散 会 午後 2時22分」